

公立大学法人島根県立大学と中村元記念館との連携に関する協定書

(目的)

第1条 本協定は、公立大学法人島根県立大学（以下「島根県立大学」という。）と中村元記念館が連携し、広報等の分野において相互に協力し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(連携・協力)

第2条 島根県立大学と中村元記念館は、次の事項について連携・協力する。

- (1) 広報および情報提供に関する事項
- (2) その他両者が必要と認める事項

(協議)

第3条 この協定の実施に関し、連携の具体的な事項については、両者が協議して定めるものとする。

(有効期限・改廃)

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月末日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の前月末までに、島根県立大学と中村元記念館のいずれからも改廃の申し入れがないときは、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

2 島根県立大学と中村元記念館は、この協定の有効期間中であっても、双方協議してこの協定書を改廃することができる。

この協定締結の証として本書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成26年10月6日

公立大学法人島根県立大学
理事長 本田雄一



中村元記念館
館長

本田 専学